

マッターホルンリハビリテーション病院 通所リハビリテーション重要事項

1、マッターホルンリハビリテーション病院通所リハビリテーションの概要

所在地 〒737-0046 呉市中通1丁目5-25

TEL 0823-25-9005 Fax 0823-22-6870

代表者(管理者) 医療法人エム・エム会 理事長 白川 泰山(マッターホルンリハビリテーション病院院長)

介護保険指定番号 3410512796

開設年月日 平成12年4月1日

利用定員 1単位 45名

2、職員体制

専任医師 2名(常勤兼務1名、常勤専従1名)

理学療法士 3名(常勤専従3名)

言語聴覚士 1名(非常勤専従)

管理栄養士 1名(非常勤専従)

介護職員 16名(常勤専従8名、非常勤専従8名)

柔道整復師 2名(常勤専従2名)

健康運動実践指導士 1名(常勤専従1名)

3、営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日

休業日 日祝日 7/1 8/14～15 12/30～1/4

営業時間 午前9時00分～午後4時10分

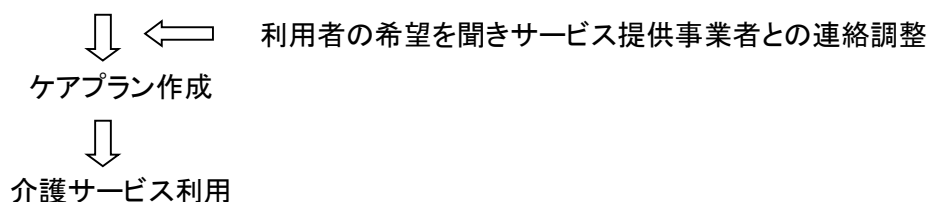
4、事業の目的及び運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう
理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の維持回復を図る

5、指定通所リハビリテーションの内容とサービス提供の手順

(1)送迎 (2)健康チェック (3)食事 (4)入浴 (5)生活指導 (6)理学療法
(7)作業療法 (8)言語療法

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員



6、利用料その他の費用

(1)厚生労働大臣が定める基準による

自己負担額は、介護保険負担割合証の割合での請求となります。

i)基本額

☆令和3年4月新設

○令和3年4月改定

◎令和4年10月改定

	1～2時間未満	6～7時間未満
○ 要介護 1	366 単位／日	710 単位／日
○ 要介護 2	395 単位／日	844 単位／日
○ 要介護 3	426 単位／日	974 単位／日
○ 要介護 4	455 単位／日	1, 129 単位／日
○ 要介護 5	487 単位／日	1, 281 単位／日

ii)加算額

○ リハマネジメント加算B11(6月以内)	830 単位／月	リハビリテーション提供体制加算1(3～4時間未満)	12 単位／回
○ リハマネジメント加算B12(6月越)	510 単位／月	リハビリテーション提供体制加算2(4～5時間未満)	16 単位／回
○ リハマネジメント加算B21(6月以内) ※3ヵ月に1回	863 単位／月	リハビリテーション提供体制加算3(5～6時間未満)	20 単位／回
○ リハマネジメント加算B22(6月越) ※3ヵ月に1回	543 単位／月	リハビリテーション提供体制加算4(6～7時間未満)	24 単位／回
認知症短期集中リハ実施加算Ⅰ	240 単位／日	理学療法士等体制強化(1～2時間未満のみ)	30 単位／日
認知症短期集中リハ実施加算Ⅱ	1, 920 単位／月	送迎減算	－47 単位／回
○ サービス提供体制強化加算Ⅲ	18 単位／回	●口腔機能向上 加算Ⅱ	サービス開始日から3ヵ月以内
若年性認知症利用者受入加算	60 単位／日		月2回まで 160 単位／回
○ 入浴介助加算Ⅰ	40 単位／回	●生活行為向上 リハビリ実施加算	開始月より起算して
○ 入浴介助加算Ⅱ (訪問、計画書作成の場合)	60 単位／回		6ヶ月以内 1, 250 単位／月
☆ 科学的介護推進体制加算	40 単位／月	短期集中個別リハビ リ 実施加算	退院・退所日又は認定日より
☆ 栄養アセスメント加算	50 単位／月		3ヶ月以内 110 単位／日
○ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6月に一度を限度 20 単位／月	介護職員処遇改善加算Ⅰ	
○ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6月に一度を限度 5 単位／月	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	
○ 栄養改善加算 (3ヵ月以内)	月2回まで 200 単位／回	◎介護職員等ベースアップ等支援加算	

(2)食事代は一食あたり600円いただきます

7、相談窓口及びサービス内容に関する苦情

相談係(2階受付) 白川 千寿子 TEL0823－25－9005

呉市介護保険課 TEL0823－25－2626

広島県国民健康保健団体連合会 TEL082－554－0783

責任をもって迅速に調査改善させていただきます

苦情相談窓口 (月～土曜日9:00～15:00祝日除く)

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、署名代理人に身元引受人として、判断、対応していただきます